

持続化給付金(中小法人等) 簡単ガイド 2020年5月2日第2版

作成:森田晃仁行政書士事務所 <https://ma-cosmos.com/>

「持続化給付金申請要領(申請のガイダンス)(中小法人等向け)」(以下、「ガイダンス」と略)を読む前に、全体像を要領よく把握するための資料です。

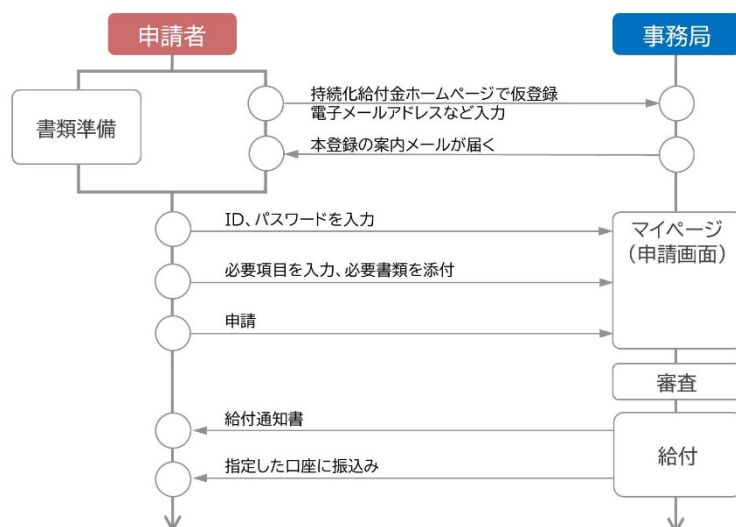
持続化給付金 中小法人等

■概要	新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対し、 申請に応じて、 事業全般に広く使える給付金が支給されます。	
■支給額	今年度の減収分(上限 200万円) ※算定方法は、「ガイダンス」で確認しましょう。	
■支給対象	資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等 会社以外の法人(医療法人、農業法人、NPO法人)も対象。	
■申請要件	(1)事業継続の意欲がある (2)前年比で50%以上減収月(対象月※)がある ※「ガイダンス」で確認しましょう。	
■申請方法	受付期間	令和2年5月1日～令和3年1月15日
	受付方法	電子申請(インターネット)のみ

「対象月」という言葉は、注意が必要です。2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上が50%以上減少した月(複数ある場合は、申請者が1つだけ選択できます)のことです。支給額の計算に影響します。売上の季節変動が大きい場合、災害等で異常に減収している場合などの“特例”は、「ガイダンス」で確認しましょう。

手続き 中小法人等

■手続きの流れを確認しましょう。



申請要件 中小法人等

申請できるか、簡単に確認してみましょう。

			YES	NO
1	収入の状況	2019年以前から事業をして売上を得ています。	✓	
		これからも事業を続けるつもりです。	✓	
		今年になってから、前年同月比で売上が50%以上減った月(対象月)がある。	✓	
2	不給付要件	「風俗営業法」の「性風俗関連特殊営業」ではない。	✓	
		「風俗営業法」の「性風俗関連特殊営業」に係る「接客業務受託営業」ではない。	✓	
		政治団体ではない。	✓	
		宗教団体ではない。	✓	
3	暴力団との関係	法人等(個人、法人又は団体)が暴力団ではない。	✓	
		役員等が暴力団関係者ではない。	✓	
		役員等が暴力団、暴力団員と関係を持っていない。	✓	

すべてYESなら、申請できます！

申請書類 中小法人等

			✓
1	申請画面で入力する情報	①法人番号 ②法人名 ③本店所在地 ④業種 ⑤設立年月日 ⑥資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数 ⑦代表者・担当者情報 ⑧代表者・担当者連絡先 ⑨対象月の属する事業年との直前の事業年度の事業収入 ⑩決算月 ⑪対象月及び対象月の下巻事業収入 ⑫法人名義の振込先口座(法人の代表者名義も可)に関する情報	
2	申請画面で添付する資料	確定申告書類 確定申告書別表一(控え) 法人事業概況説明書(控え)	
3		対象月(2020年)の売上台帳等	
4		振込先口座の通帳のコピー	
5		本人確認書類	

添付資料のファイル形式は、「pdf」、「jpg」、「png」です。

各書類の、どの部分をコピーするかなど、細かい指定があります。実際に書類を揃え、申請する際は、「ガイドンス」の正確な情報を参照してください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

新型コロナウイルス感染症の混乱から社会が1日も早く復旧することを願っています。